

**令和2年度やまがた健康づくりステーション
創設支援事業に係る審査方法**

1 審査機関

審査委員会を設置、開催し、厳正な審査を経て、補助する企業・団体等（以下「団体」とする）及び補助金額を決定する。

2 審査方法

各団体から提出された書類について、下記のとおり審査を行う。

(1) 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 | 審査に当たってのポイント | |
|------|----|--------------|--|
| 組織 | 10 | 団体等の適格性 | 規約等を有し、会計処理が適切に行われていると認められるか |
| | 20 | 事業の実現可能性 | 計画を実施できる体制があるか。提案された事業手法は、十分に実現可能なものか。 |
| 事業内容 | 10 | 目的との整合性 | 提案された企画、事業は目的・趣旨に合致しているか |
| | 10 | 波及性 | 幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があるか |
| | 10 | 具体性 | 具体的な事業内容であるか |
| | 10 | 効率性 | 事業内容に見合った適正な経費で積算されているか |
| | 10 | 独自性 | 地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか |
| | 10 | 継続性 | 単発的な活動でなく、次年度以降の継続が見込まれるか |
| | 10 | 感染症予防対策 | 新型コロナウイルス等の感染予防に配慮しているか |

(2) 採点方法

- ・採点は1団体100点満点とし、審査委員の合議により行う。
- ・5段階で別表により評価する。
- ・企業・団体等への助言がある場合も記載する。
- ・審査委員平均の評価点の合計が50点未満又は感染症予防対策の項目が4点以下の場合は、採択しない。

3 補助団体等の決定

- (1) 審査の合計点に基づき、審査委員会で補助団体を決定する。
- (2) 審査結果は、応募団体及び応募書類経由市町村に文書で通知する。